

正社員ゼロ法案廃案に

6月19日(木) ひょうごアクション緊急デモ

安倍政権は、国会での多数議席を背景に特定秘密保護法など強行成立を行ってきました。6月5日「雇用破壊反対共同アクション」(事務局・日本マスコミ文化情報労組会議)は、衆議院厚生労働委員会で労働者派遣法大改悪法案の審議入りを阻止するため、国会包囲大行動に取り組みます。私たちも、正社員をゼロにする派遣法改悪法案の廃案を呼びかける街頭宣伝行動を行っています。6月22日に会期末を迎えますが、6月19日に神戸市役所北側の花時計前から元町駅まで派遣法改悪の廃案を求めるデモ行進を行いますので、一人でも多くの市民のみなさんも参加して下さい。

●派遣労働が際限なく広がる

派遣法改悪法案は、同じ職場での派遣受け入れが3年となっている上限規制を撤廃し、派遣労働者さえ変えれば、半永久的に派遣を受け入れることができるようにするというものだ。

現在の派遣法の規制、つまり正社員を派遣労働者に置き替えることを防止するという原則が、岩盤規制なのでこれを撤廃し、派遣自由の社会に作りかえらるというのだ。

派遣先企業では派遣労働者の使い勝手がよくなり、雇用が最も不安定な派遣労働者が際限なく広がっていくこととなる。

●若者の夢を奪う労働法制改悪に反対を

日本は若者の夢と未来を奪う社会となっている。安倍政権は、労働法制の大改悪で週40時間真面目に働いても人間らしい暮らしができないワーキングプアと貧困社会を創り出そうとしている。

安倍首相は、5月に訪れたイギリスで「人口減少のなかで生産性を上げるために、もっと柔軟な働き方ができるよう労働法制を変えていく必要がある」として労働法により守られている岩盤規制(直接雇用、1日8時間労働、解雇制限という大原則)



5・9雇用共同アクション 議員会館前座り込み

をドリルで突き崩すと宣言した。

安倍政権がこの通常国会に上程している派遣法改悪法案を、連合、全労連、全労協などナショナルセンターを超えた共同闘争で、廃案に追い込んでいこう。

労働法制総破壊に反対する緊急デモ

- 日時 6月19日(木)18時30分
- 場所 花時計前(神戸市役所北側)
- 要請 1人でも多くの労働者の参加を
プラカードなど創意工夫を

労働法制総破壊に反対する兵庫県共同アクション実行委員会

連絡先：神戸市中央区古湊通 1-2-5DAIEI ビル 3F TEL078-382-2116

ひょうごユニオン内 **NO.3 2014.06**

残業代ゼロNO!

●週40時間・1日8時間労働の大原則を空洞化

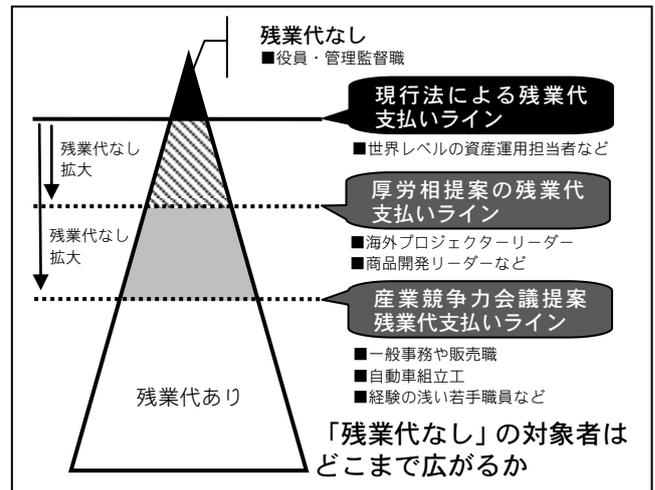
労働基準法第32条では、「週40時間、1日8時間以上労働させてはならない」と明記している。1日8時間労働制は、1886年5月1日に米国労働者が1日8時間労働制を求めるストライキに立ち上がったメーデーの起源、洋の東西を問わず労働時間制度の大原則である。

法定労働時間を超えて使用者が労働者を働かせる場合、使用者と過半数労組等が時間外・休日労働の労使協定を締結しなければならない。そして、時間外・休日労働等に対して手当を支払う仕組みになっている。しかし、多くの企業がこれに違反しており、2012年度の未払賃金（サービス残業）の是正指導を受けた企業は1277企業、支払われた割増賃金合計額は約104億円。つまり、企業に労基法を守らせることこそが政府と労使の責任なのだ。

ところが、政府・財界は1980年代の貿易摩擦で諸外国から「日本人の働き過ぎ」という批判を逆手に取り、年間労働時間の短縮と合わせて「多様な働き方」を合言葉に、1985年の労働者派遣法制定に続いて1988年に裁量労働制や変形労働時間制などを創設・拡大を続けてきた。

●残業代ゼロ・過労死を招く労基法改悪に反対

5月28日、産業競争力会議で労働時間規制撤廃に慎重であった田村憲久・厚労大臣が、生産性向上に役立つとする産業界の要請に押されて、高



度専門職のみに「残業代ゼロ法案」を容認する考え方を示した。

4月の同会議では、民間議員の長谷川閑史・経済同友会代表幹事が労働時間規制を適用しない「高収入型」と「労働時間上限要件型」を提案したが、5月の同会議では年収を問わない将来の幹部候補生にまで労働者の範囲を広げた。これら労働時間に関係なく成果で賃金が決まる賃金制度が労働基準法改悪として6月末の政府の成長戦略に盛り込まれる。

残業代を支払わず、成果を出すための長時間労働で過労死を招く制度改悪は、労働者の生存権を根底から否定するものだ。世界の労働運動が築き上げてきた1日8時間労働制を守るためにも、労働時間規制の緩和・撤廃に反対する声を強め、広げよう。

労働時間制度 変遷

1947年に労基法の施行
法定労働時間は週48時間制、割増賃金は時間外・深夜・休日ともに2割5分以上

1988年
政府・財界は欧米諸国からの「働き過ぎ」という批判に依って年間1800時間と労働時間の弾力化をめざした。週46時間制、事業場外みなしの法定化、専門業務型裁量労働制の創設（5業務）、1か月単位・3か月・1週間単位の変形労働時間制の創設、フレックスタイム制の法定化

1994年
週40時間制、割増賃金は休日3割5分以上の引き上げ、1年単位の変形労働時間制の創設

1997年
専門業務型裁量労働制の対象7業務追加

2000年
企画業務型裁量労働制の創設

2002年
専門業務型裁量労働制の対象7業務追加

2003年
企画業務型裁量労働制の事業要件の緩和と労使委員会の議決要件の緩和

2010年
割増賃金は1か月45時間超で割増率引上げの努力義務、60時間超で5割以上の法定化